

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成11年1月から12年9月までは36万円、同年10月から14年2月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から14年3月1日まで

A社に勤務していた当時の給与は約36万円であったが、年金記録の標準報酬月額はそれより低くなっている。申立期間当時、工場長として現場を任され、会社経営の内情が苦しいのは知っていたが、経理や財務などは社長が行っており、社会保険料のことは知らなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成11年1月から36万円と記録されていたところ、12年4月27日付けで、11年1月から12年3月までの期間が20万円に遡及して減額訂正されており、また、12年4月から同年9月までの期間は36万円、同年10月から14年2月までの期間は38万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった14年3月31日以降の同年4月2日付けで、12年3月から14年2月までの期間が9万8,000円に遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、申立期間のうち、平成11年1月から13年11月までの期間について役員であったことが確認できるが、複数の元同僚は、申立人は工場長で社会保険手続及び給与計算は行っておらず、経営に関与していない旨回答していることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、当該事業所に係る滞納処分票によると、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、社会保険事務所との対応は全て事業主が行って

いることが認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所が上記の記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 11 年 1 月から 12 年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 14 年 2 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を、申立期間①は61万7,000円、申立期間②は70万円、申立期間③は75万5,000円、申立期間④は64万5,000円及び申立期間⑤は75万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月18日  
③ 平成16年12月22日  
④ 平成17年7月21日  
⑤ 平成17年12月14日

「ねんきん定期便」によると、申立期間にA社から支給された賞与に係る年金記録が無いが、この期間の賞与の支給が確認できる預金通帳の写しを提出するので、年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、平成15年7月18日、同年12月18日、16年12月22日、17年7月21日及び同年12月14日に、当該事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿に記入されている賞与支給額及び社会保険料額から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は61万7,000円、申立期間②は70万円、申立期間③は75万5,000円、申立期間④は64万5,000円及び申立期間⑤は75万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年6月までの期間、47年12月から48年10月までの期間、49年6月から54年3月までの期間及び55年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年6月まで  
② 昭和47年12月から48年10月まで  
③ 昭和49年6月から54年3月まで  
④ 昭和55年7月から60年3月まで

会社を辞めたら国民年金に加入しなければならないことは承知していたので、何度も転職したが、その都度手続をしていたと思う。申立期間当時は高い給料をもらっていたので保険料が払えなかったことは無く、領収書などは無いが、前妻も間違いなく納めたと言っており、納めていた記憶も確かなので、申立期間を納付済み期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「転職の都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号から昭和54年6月15日にA市において払い出されたものと認められ、申立期間①、②及び③について、オンライン記録によると、申立人が20歳になった46年\*月から54年3月までの期間は、平成11年3月に厚生年金保険の被保険者期間の記録が統合されるまで国民年金保険料の未納期間として記録されていたことが確認できることから、その主張とは相違する。

また、申立期間④については、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていれば、それまでに国民年金に任意加入していた前妻については強制加入へ種別変更が行われるところ、その記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付

に關与しておらず、「結婚するまでは両親が、結婚後は前妻が行っていた。」としているが、その両親は既に他界しており、前妻は具体的な記憶を有していないことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、このほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間は4回、かつ、計 132 か月と長期間であり、当該回数及び期間の事務処理を行政側が誤るとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。